

警備業における適切な価格転嫁の実現に向けて

発注者の皆様へ

政府は、物価上昇に負けない賃上げを行うことを目指し、令和5年11月29日「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(内閣官房・公正取引委員会)を公表しました。これを踏まえ、各警備業者が発注者の皆様に価格改定を申し入れた場合には、以下の内容をご考慮いただき、適正な価格での警備業務の実施につき、ご理解・ご協力をお願い致します。

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」ポイント



労務費も原材料価格やエネルギーコストと同じく適切に価格に反映させるべきコストである



発注者は、労務費の上昇を理由とした取引価格の引上げを求められた場合も協議のテーブルにつく必要がある

上記指針は、発注者の皆様に以下の行動を求めています。

※警備業者が発注者になる場合も含まれます。

- ①経営トップが価格転嫁の方針を決定し、社内の交渉担当者や受注者にその方針を示すなどの経営トップの関与
- ②発注者からの定期的な協議の実施
- ③説明・資料を求める場合は公表資料とすること
- ④サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと
- ⑤要請があれば協議のテーブルにつくこと
- ⑥必要に応じて、発注者から受注者に価格転嫁に係る考え方を提案すること

【発注者・受注者の双方が求められる行動】

- ①定期的にコミュニケーションをとること
- ②価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること

フォローアップ調査

当協会は、警備業者を対象に価格転嫁の状況や賃上げの達成度などについて調査を実施し、調査結果を関係機関に共有するとともに、発注者の皆様より頂戴する警備料金が着実に賃上げに結び付いているかを検証する予定です。

政府における賃上げに係る対策

新しい資本主義のイメージ

- ・中長期的投資での成長
- ・デジタル化による地域活性化
- ・デフレ脱却の実現 等



成長

新しい資本主義

成長により、原資を稼ぎ出すことで分配可能に

官民が連携し「成長」と「分配」の好循環を実現

分配により、需要が増加することで次なる成長へ

出典：政府広報オンライン「新しい資本主義の実現に向けて」
<https://www.gov-online.go.jp/tokusyu/newcapitalism/>



分配

- ・賃金の引き上げ
- ・人的投資(スキル向上、再教育の充実)
- ・男女が希望どおり働ける社会づくり

一般社団法人 全国警備業協会
協力：警察庁

警備業における適切な価格転嫁の実現に向けて

警備業者の皆様へ

政府は、物価上昇に負けない賃上げを行うことを目指し、令和5年11月29日「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(内閣官房・公正取引委員会)を公表しました。これを踏まえ、当協会では、警備業者の皆様が各社で**コスト上昇分を警備料金に反映することにより従業員の賃上げを実現**できるよう、本リーフレットを作成いたしました。発注者との交渉の際には、『警備業における適正取引の推進』リーフレットとともに、是非ご活用ください。

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」ポイント



労務費も原材料価格やエネルギーコストと同じく適切に価格に反映させるべきコストである



受注者側にも、労務費の上昇分は自社で吸収すべき問題であるとの考え方があるが、物価に負けない賃上げを行うためには積極的に価格転嫁の交渉をしていくべきである

発注者との価格交渉の際、取り組んでいただきたいこと

- ①積極的に情報収集した上で交渉に臨みましょう
- ②コスト上昇の根拠資料として、公表資料を用いましょう
次ページの「公表資料に基づくコスト上昇率一覧」参照
- ③価格交渉を申し出やすいタイミングを逃さないようにしましょう
- ④発注者からの価格提示を待たず、自ら価格を提示しましょう

発注者・受注者の双方に取り組んでいただきたいこと

- ①定期的にコミュニケーションをとりましょう
- ②価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管しましょう

公表資料に基づくコスト上昇率一覧



(参考)警備業に関連するコスト一覧

警備業種	主なコスト
施設・空港保安・雑踏・交通誘導・身辺	労務費、装備関連費
機械	労務費、車両関連費、装備関連費、機器関連費
貴重品運搬	労務費、車両関連費、装備関連費、入金機関連費、消耗品費
核燃料運搬	労務費、車両関連費、装備関連費

資料集

<https://www.ajssa.or.jp/wp/wp-content/themes/ajssa/pdf/health/promotion/tekiseitorihiki-shiryousyu.pdf>

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/nov/231129_roumuhtenka.html



発注者から以下のような対応をされていませんか？ その発注者の対応は**独禁法**または**下請法**違反となるおそれがあります。

公正取引委員会への通報にご協力を！

1

取引開始以降、コストは上昇しているが、長期間一度も価格改定がなされていない。



5

コスト上昇に関する公表資料を提出して価格引き上げの協議を求めたが、公表資料以上に詳細な根拠資料を求められ、これに応じなかったところ協議を拒否された。



2

取引開始以降、毎年のように値下げ要請あり。



6

直接の再委託先からコスト上昇分の転嫁を求められたため、発注者取引価格の引き上げを求めたが、明示的な協議なく価格据え置きとなった。



3

価格交渉の場で、コスト上昇分の価格への反映について、明示的な協議なく価格据え置きとなった。



7

燃料費上昇分の価格転嫁は認められたが、労務費の上昇は外部要因ではないと判断され、価格引き上げの理由として認められなかった。



4

コスト上昇により、価格引き上げを求めたが、文書による価格転嫁しない理由の回答なく、価格が据え置きとなった。



8

発注者が、発注者指定の算定式やフォーマット以外のコストの算定方法を受け入れず、その結果、通常の価格より著しく低い単価となった。



このようなことがあれば…

公正取引委員会・中小企業庁「**違反行為情報提供フォーム**」へ情報提供をお願い致します。

<https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/jigyokankyo/20220126>

労務費の転嫁に関しては、公正取引委員会「**労務費の転嫁に関する情報提供フォーム**」へ情報提供をお願い致します。

<https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyo/romuhitenka.html>

